

社会福祉法人 柏仁会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(令和5年6月15日)

社会福祉法人 柏 仁 会
大仙市強首字上野台 23-18

社会福祉法人柏仁会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人柏仁会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、評議員並びに役員等の理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 法人の理事長及び業務執行理事を除く役員等の報酬は、無報酬とする。

2 理事長及び業務執行理事の報酬の支給に関する必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

(費用弁償)

第 3 条 法人の役員等が評議員会、理事会又はその他の会議に出席したときは、その費用を弁償する。ただし、役員等が理事長、業務執行理事又は施設長を兼ねる場合については、その費用は弁償しない。

2 前項の費用弁償の額は、役職名、距離又は交通手段等の違いにかかわらず、一日につき一律 5,000 円とする。

3 前項の規定にかかわらず、役員等が法人の業務のため一時その住所を離れて旅行したときは、役員等及び職員旅費規程により旅費を支払うものとする。

(費用弁償の支払い)

第 4 条 費用弁償の支払いは、現金払いとする。

2 前条第 3 項の規定により支払われる旅費は、概算払いとし、業務終了後清算するものとする。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。